



平成26年12月25日
総務省中国四国管区行政評価局

「船舶の安全確保等に関する行政評価・監視 一人の運送をする船舶を中心として」 改善措置状況の公表

中国四国管区行政評価局は、平成26年5月から10月まで、中国地方の船舶の安全確保等について、標記の行政評価・監視を実施し、この調査結果に基づき、平成26年10月31日、旅客船等事業を所管する中国運輸局、海難の調査・審判を所管する広島地方海難審判所及び港湾管理者等が設置管理する旅客船ターミナルを所管する中国地方整備局に対して、改善措置を講ずるよう通知しました（平成26年10月31日公表済み）。

このたび、これら3機関から、改善措置（予定を含む。）についての回答がありましたので、その内容を公表します。

なお、調査結果の概要（報道資料）及び結果報告書については、中国四国管区行政評価局のホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku02_02.html

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局 第一部評価監視官室

（担当）河元、松田

（電話）082-228-6209又は6214（FAX）082-228-4471

船舶の安全確保等に関する行政評価・監視一人の運送をする船舶を中心として一結果に基づく通知・回答対照表

中国四国管区行政評価局

- 通知先：中国運輸局、広島地方海難審判所、中国地方整備局
- 通知年月日：平成 26 年 10 月 31 日
- 回答年月日：平成 26 年 12 月 8 日（広島地方海難審判所）、平成 26 年 12 月 12 日（中国運輸局、中国地方整備局）

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>1 海難の発生防止対策</p> <p>中国運輸局は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所管する事業者に係る海難情報を組織的に把握し活用するため、広島地方海難審判所に対し国土交通省海事局と海難審判所間の申合せに基づく旅客船に係る航行報告の通知を要請するとともに、把握した海難情報については、監査の実施の必要性の判断、事業者等に対する指導・助言に活用するため、的確に整理・保存すること。</p>	<p>(中国運輸局)</p> <p>① 本年の 9 月に運航労務監理官が広島地方海難審判所に対し、申合せに基づく旅客船に係る航行報告の通知を要請し了承を得、9 月 18 日から通知を受けている。必要に応じ業務に活用する予定。また、海難審判所からの通知、海上保安部から提供を受けた情報等、管内で発生した海難事故の情報については、統一的に整理・保存を図るため、8 月 28 日から一元管理（データベース化）しており、本局首席運航労務監理官から管内運航労務監理官に対して、本局への海難情報の速やかな情報提供の徹底について、平成 26 年 9 月 10 日付けで文書により通知した。その結果、これまで以上に本局への速やかな情報提供が実現し、当該情報を管内全体で共有する仕組みが構築された。</p> <p>また、国土交通省海事局から、海難審判所に対して、海難の認知に関する申し合わせの実施について、平成 26 年 11 月 17 日付けで文書により通知した。また、地方運輸局に対して関係機関における海難情報の共有の推進に関し、「管区行政評価局による地方運輸局に対する行政評価について」（平成 26 年 11 月 21 日付け国海安第 230 号国土交通省海事局安全政策課長通達）を発出した。</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>② 海難の発生防止を図るため、発生原因等が相当程度明確なものを除き、運輸安全委員会及び海難審判所による調査等の実施状況並びにその結果について、両機関への照会、公表資料の定期的なチェック等により把握し、必要に応じて事業者等に対する指導・助言に活用すること。</p> <p>また、広島地方海難審判所は、国土交通省海事局と海難審判所間の申し合わせに基づく中国運輸局への旅客船に係る航行報告を通知する必要がある。</p>	<p>② i) 運輸安全委員会の船舶事故等調査報告書については、平成26年9月から同委員会HPにより定期的にチェックしている。</p> <p>また、同委員会の船舶事故等調査実施状況については、運輸安全委員会事務局本部が調査を行うものは、平成26年9月から同委員会HPにより、広島事務所が行うものは、平成26年12月から同事務所からの通知により定期的にチェックしている。</p> <p>ii) 海難審判所の審判予定表及び審判裁決は、平成26年9月から同審判所HPにより定期的にチェックしている。</p> <p>iii) 両機関のHP等により把握した情報は、必要に応じて当該事故に限定しない中期・長期の指導において活用する予定。</p> <p>国土交通省海事局は、各地方運輸局等に対して、海難審判所及び運輸安全委員会のHP等による情報収集及び入手した情報の活用に関し、「管区行政評価局による地方運輸局に対する行政評価について」（平成26年11月21日付け国海安第230号国土交通省海事局安全政策課長通達）を発出した。</p> <p>(広島地方海難審判所)</p> <p>中国運輸局から平成20年10月1日付の、海難審判所と国土交通省海事局間の「海難認知の通知に関する申し合わせについて」に基づく旅客船に係る航行報告の通知を行うよう要請され、平成26年9月18日より同通知を再開した。また、平成26年11月21日付で海難審判所書記課長から各地方海難審判所書記官あてに発出された事務連絡「海難認知の通知に関する申し合わせの実施について」に基づき、指定市区町村から船員法第19条に基づく旅客船に係る航行報告を受けた場合の取扱</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>2 旅客船等事業者における安全確保対策</p> <p>中国運輸局は、関係法令等の適合性及び安全管理体制の有効性を担保した安全管理体制の構築・改善を推進する観点から、次のとおり、管内の事業者の規模や体制等の実態・制約等に応じたきめ細やかな支援を拡充する必要がある。</p> <p>① 船舶検査における救命設備等の検査について、抜取りでの検査を行うことができる船舶の範囲の目安を定めるなどして、できる限り備付け状況等について、全箇所を確認を実施すること。</p> <p>② 管内事業者における安全管理規程の遵守状況等に係る課題の検証を行った上で、個々の事業者の実情に沿った安全管理規程の在り方に関する検討を計画的に実施すること。</p> <p>③ マネジメント評価時に把握した各事業者の課題及びその発生要因の整理・分析を継続的に実施すること。</p>	<p>いについて、改めて各地方海難審判所あてに周知された。</p> <p>(中国運輸局)</p> <p>① 管内の旅客船事業者が運航する旅客船について、現状の検査の方法に加え、船舶検査において、救命設備等の備付け場所を確認する船舶の範囲及び検査方法を定めた事務連絡(注)を管内運輸支局・海事事務所に発出し、これに基づいて、管内の旅客船事業者が運航する総トン数1,000トン未満の旅客船を対象に救命設備等の全ての備付け場所を確認する検査を実施する予定。</p> <p>(注) 本局海上安全環境部船舶安全環境課長から管内船舶検査事務担当首席及び首席海事技術専門官に対して、船舶検査における救命設備等の備付け場所の確認の徹底について、平成26年10月30日付けで通知した文書。</p> <p>② 現在、管内事業者における安全管理規程の遵守状況等に係る課題の検証の実施方法等について検討中であり、今後、国土交通省関係部局と調整のうえ、適切に対応する予定。</p> <p>③ 今後のマネジメント評価に当たっては、本局及び管内支局等において各事業者の課題等を整理・分析したうえで管内統一様式を定め、平成26年12月を目途に、この様式の記載事項をデータとして蓄積に着</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>④ 上記③で把握及び整理・分析した課題のうち、管内事業者で多くみられる課題及びその発生要因に対応した解決事例など、安全管理体制の構築・改善に係る課題に対処する上で参考となる情報を研修会及びHPで周知・公表すること。</p> <p>また、マネジメント評価実施時には他の事業者における解決事例等の情報を提供するなど、事業者が抱える安全管理体制の構築・改善に係る課題への対応を促す取組を実施すること。</p> <p>⑤ 事業者において、効果的かつ効率的に関係法令等への適合性の確認・改善が行えるよう、次のとおり、安全総点検時の自主点検の実施方法を見直すこと。また、その際は、自主点検を体制が小規模の事業者等における内部監査に相当する取組として活用する余地について検討すること。</p> <p>i 自主点検の実施を要請する際は、事業者が点検時に注意すべき点を事前に把握した上で点検できるよう、管内でみられた救命設備等に係る不適切な事例などの情報を提供すること。</p> <p>ii 管内でみられる救命設備等の不適切な事例及び上記③で把握した課題を重点的に確認・改善できるよう、より具体的な点検項目を定めた自主点検表とすること。</p>	<p>手する予定。</p> <p>④ 本局及び管内各支局等がマネジメント評価時に入手した、優良な取組や各事業者共通と思われる課題を管内統一様式に入力・整理し、管内運航労務監理官の間で情報共有を図ることで、必要に応じて他事業者の指導に活用する予定（平成26年12月を目途に管内支局等に対して指示予定）。</p> <p>さらに、優良な取組や各事業者共通と思われる課題については、個人情報や不利益情報が特定されないよう配慮するとともに、当該事業者の了承を得たうえで、平成26年12月以降随時、研修会及びHPにて周知公表する予定。</p> <p>⑤ 今回の行政評価を受け、国土交通省海事局から地方運輸局等に対し「管区行政評価局による地方運輸局に対する行政評価について」（平成26年11月21日付け国海安第230号国土交通省海事局安全政策課長通達）が発出され、i）救命設備等の不適切な事例を例示した資料が自主点検表に新たに追加されるとともに、ii）自主点検表に救命設備及びバリアフリー設備等が適切に設置等されているかを具体的に確認できる点検項目が追加・修正された。</p> <p>当局においても、平成26年度の安全総点検からこれを活用して旅客船事業者に自主点検を実施していただくよう、平成26年12月に管内全事業者あて要請した。</p> <p>なお、「体制が小規模の事業者における内部監査に相当する取組として自主点検を活用する余地」について検討した結果、体制が小規模の事業者に対しては、既存の「安全管理の取組み状況の自己チェック</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>3 高齢者等の船舶、旅客船ターミナルの安全かつ円滑な利用対策</p> <p>中国運輸局及び中国地方整備局は、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 管内における移動等円滑化実績等報告書の対象となる施設・設備を把握するよう努めるとともに、これらを設置管理する一般旅客定期航路事業者及び港湾管理者等に対し、移動等円滑化実績等報告書の提出義務の周知・徹底を図ること。（中国運輸局及び中国地方整備局）</p>	<p>リスト」等を活用した内部監査について、平成 26 年 12 月以降随時、安全総点検等の機会を捉えて周知、啓発活動を行う。</p> <p>① （中国運輸局）</p> <p>平成 26 年 12 月以降の一般旅客定期航路事業者に対する立入検査等の機会を捉えて、移動等円滑化実績等報告書の対象となる施設・設備等の把握に努めるとともに、これらを設置管理する一般旅客定期航路事業者に対し、平成 27 年 1 月開催予定の安全統括管理者・運航管理者研修会において、移動等円滑化実績等報告書の提出義務の周知・徹底を図る。</p> <p>さらに、中国旅客船協会連合会に対し、傘下事業者に旅客施設及び設備に関する移動等円滑化基準への適合について確認を行い、運輸局に報告書を提出するよう要請する（平成 27 年 1 月までに文書発出予定）。</p> <p>（中国地方整備局）</p> <p>中国運輸局から入手した一般旅客定期航路の運航情報を基に、旅客船の寄港地を把握し、それらの寄港地について、港湾管理者に限らず、地元市町村に対しても旅客施設を設置・管理していないかの確認を行うことにより、報告対象施設の把握に努め（平成 27 年 2 月までに実施予定）、また、報告対象となる港湾管理者等（地元市町村を含む。以下、同じ。）に対し、文書を発出することにより、移動等円滑</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>② 施設・設備を設置管理する一般旅客定期航路事業者及び港湾管理者等に対し、移動等円滑化に係る施設・設備についての正確な理解を促すよう、移動等円滑化に係る指導・助言を行うこと。指導・助言に当たっては、セミナー等への出席が困難な設置管理者等にも視覚的な理解が容易となるよう、事例集を作成・配布するなど、方法を工夫すること。（中国運輸局及び中国地方整備局）</p> <p>③ 移動等円滑化の基準適合義務のある船舶については、その適合性の確認に係る就航時検査の申請図面との照合、及び安全総点検時等における移動</p>	<p>化実績等報告書の提出義務の周知・徹底を改めて行っていきたい（平成 27 年 3 月までに実施予定）。</p> <p>② （中国運輸局） 移動等円滑化に係る施設・設備についての正確な理解を促すよう、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）」を活用した資料を作成し、一般旅客定期航路事業者を対象とした安全統括管理者・運航管理者研修会（平成 27 年 1 月開催予定）で配布するとともに指導・助言を行う。 また、中国旅客船協会連合会に対し、傘下事業者に移動等円滑化の一層の理解を図ることを目的として、当該ガイドラインを配布するよう要請する（平成 27 年 1 月までに文書発出予定）。</p> <p>（中国地方整備局） 補助金等に係る成果検査等の場を利用して、移動等円滑化に係る指導・助言を行う（適宜実施中）。また、これらの機会を得られない港湾管理者等についても、移動等円滑化にかかる理解を深めるため、移動等円滑化の対象となる設備やその範囲を解説した資料を作成し、前記①で発出する文書に添付し、配布することとしたい（平成 27 年 3 月に実施予定）。</p> <p>③ （中国運輸局）</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>等円滑化に係る設備の維持管理状況の確認頻度及び報告方法等について、管内において統一するよう、実施手順を定めること。（中国運輸局）</p> <p>④ 一般旅客定期航路事業者及び港湾管理者等に対し、旅客船ターミナル（待合所）を新規に設置した場合は、当該旅客船ターミナル（待合所）が移動等円滑化法上の旅客施設となるため、移動等円滑化実績等報告書の提出が必要となることについて周知・徹底を図るとともに、報告書の内容の確認に際し、必要に応じ当該施設・設備の写真を提出させるよう協力を求めるなど、提出された報告書の正確性が確認できるよう、報告書の求め方を工夫すること。（中国運輸局及び中国地方整備局）</p>	<p>移動等円滑化基準適合義務船舶の適合性確認の頻度及び報告方法を定めた事務連絡（注）を管内運輸支局・海事事務所に対して平成 26 年 10 月 30 日に発出し、これに基づいて適合性の確認を実施している。</p> <p>（注）本局海上安全環境部船舶安全環境課長から管内船舶検査事務担当首席及び首席海事技術専門官に対して、船舶の構造及び設備に係る「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に関する立入検査の頻度及び報告方法について、平成 26 年 10 月 30 日付けで通知した文書。</p> <p>④（中国運輸局）</p> <p>上記②の安全統括管理者・運航管理者研修会において、一般旅客定期航路事業者が新たに旅客施設を建設又は既存の施設について大規模な改良を行う場合、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則に基づき、移動等円滑化実績等報告書を提出するよう周知を図る。</p> <p>さらに、中国旅客船協会連合会に対し、傘下事業者に報告書の提出が必要となることの周知を要請する（平成 27 年 1 月までに文書発出予定）。</p> <p>また、上記②の安全統括管理者・運航管理者研修会及び中国旅客船協会連合会による周知の際、提出された移動等円滑化実績等報告書の内容の確認のため、施設・設備の写真の提出を求めた場合における協力を要請する。</p> <p>（中国地方整備局）</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
<p>⑤ 移動等円滑化に係る基準適合義務がない施設・設備についても、設置管理する一般旅客定期航路事業者及び港湾管理者等が、利用者の利便及び安全確保の観点から、既存施設・設備の利用に際しての支障や危険の有無等を確認できるよう、要改善事例や推奨事例を周知すること。（中国運輸局及び中国地方整備局）</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく旅客船ターミナルの建設の届出のあった港湾管理者等に対しては、同法施行規則第 23 条に基づく移動等円滑化実績等報告書の提出が必要となることを、口頭により、周知・徹底する（届出時に実施予定）とともに、この届出を行った港湾管理者等と前記①により新たに報告対象と把握した港湾管理者等に対しては、移動等円滑化実績等報告書の提出の際には、報告内容を確認できる写真を添付するように、前記②の資料に記載することにより、協力を求めている（平成 27 年 3 月実施予定）。</p> <p>⑤ （中国運輸局）</p> <p>移動等円滑化に係る基準適合義務がない既存の施設・設備についても、今後の立入検査等の機会を捉えて、施設・設備等の把握に努め、要改善事例や推奨事例を周知する（平成 27 年 1 月までに文書発出予定）。</p> <p>さらに、中国旅客船協会連合会に対し、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）」を活用し、傘下事業者がバリアフリー化を一層推進するよう周知徹底を要請する（平成 27 年 1 月までに文書発出予定）。</p> <p>（中国地方整備局）</p> <p>前記②の資料には、移動等円滑化に係る基準適合義務がない施設についても基準適合の努力義務があること、及び管内の要改善事例等を</p>

中国四国管区行政評価局の通知事項	関係行政機関が講じた改善措置状況
	示して、移動等円滑化の推進についての協力を求めている（平成27年3月に実施予定）。

(注) 中国運輸局への通知のうち1-①・②、2-①及び3-③関係、広島海難審判所への通知（1関係）については、当局の調査途上で措置が講じられたものである。